様式第3号

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

土佐清水市長　　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで請求のありました公文書の公開については，土佐清水市情報公開条例第９条第１項の規定により，次のとおり一部を除いて公開することと決定したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 公文書の件名 |  |
| 公開の日時及び場所 | 日時 | 年　　月　　日　　　　時 |
| 場所 |  |
| 公文書の一部を公開しない理由 | 土佐清水市情報公開条例第６条第　号該当（理由） |
| 担当課（所） | 電話番号　　　　　　　　　　内線 |
| 備考 |  |

注1　指定された公開の日時に来庁できないときは，あらかじめ担当課（所）に連絡してください。

2　公文書の公開を受ける際には，この通知書を提示してください。

（教示）

1　この決定に不服があるときは，この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に，市長に対して審査請求をすることができます。

2　この決定の取消しの訴えは，この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に土佐清水市を被告として（訴訟において土佐清水市を代表する者は土佐清水市長となります。）提起することができます（なお，決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても，決定の日の翌日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起できなくなります。）。ただし，決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には，決定の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。